

経由更新(広島県の住所のまま県外の都道府県で更新手続する)

広島県内の免許証住所で、下記の「手続が可能な方」に該当する方は、県外の都道府県を経由して更新手続を行うことができます。

手続が可能な方

- ・ 優良運転者又は一般運転者の方
 - ※ 優良運転者・一般運転者に該当する高齢者講習対象の方も手続できます。
- ・ 身体に関する条件が付されていない、付与の必要がない方
 - ※ 眼鏡等・補聴器又は特定後写鏡を使用 の条件を除きます。
- ・ 前回の更新時に、免許証が失効等していない方
- ・ 免許証の記載事項の変更がない方

手続ができる期間

- ・ 誕生日の1か月前から誕生日までの間
- ・ マイナ免許証をお持ちの方で、広島県以外でマイナ免許証の書換えを申請される場合は、更新期間の末日（誕生日の1か月後）まで手続可能

受付場所・日時

- 経由先の各都道府県警の運転免許課等で確認してください。

持参物

- ・ 更新連絡書（更新の通知はがき）
- ・ 運転免許証・マイナ免許証
 - ※ 運転免許証とマイナ免許証の双方を保有している方は、どちらも持参してください。
- ・ 申請用写真1枚
 - 縦3.0cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽・無背景、正面・上三分身
 - ※ 詳しい規格については、「免許証用の写真の規格等について」をご確認ください。
 - ※ 現在マイナ免許証を保有している方は、免許情報記録の書換えを行う場所によっては申請用写真を必要としないことがあります。詳しくは免許情報記録の書換えを行う都道府県警察署の運転免許課へご確認ください。
- ・ 経由更新払込書
 - ※ 事前に広島県運転免許センター、東部運転免許センター、広島県内の各警察署等で受け取り、裏側に記載している指定金融機関の窓口で支払ってください。
- ・ 経由手数料・講習手数料（経由先で支払います。）
 - 更新手数料・経由地手数料・講習手数料の詳細は「経由地更新手数料」をご参照ください**

有効年の誕生日で 70 歳以上になる方

- ・ 高齢者講習終了証明書
- ・ 認知機能検査結果通知書（該当する方のみ）
- ・ 運転技能検査受検結果証明書（該当する方のみ）

外国籍の方（外国籍の方で、マイナ免許証を保有している場合は持参する必要はありません。）

- ・ 在留カード又は特定在留カード
- ・ 特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書
- ・ 在留期間等が記載された住民票

※ 現在許可を受けている在留期間によっては、受付できない場合があります。

注意事項

- ・ 経由更新を申請する際、受理する場所、受付時間は各都道府県警察で異なりますので、事前に申請先の各都道府県警察の運転免許課等へご確認ください。
- ・ 規格に合わない写真を持参すると申請を断られることがあります。
- ・ 納付した交付手数料は返金できません。
- ・ 免許証の保有状況（運転免許証・マイナ免許証の持ち方）を変更することはできません。
ただし、現在運転免許証とマイナ免許証の双方を保有している方のみ、運転免許証を経由地に返納することにより、マイナ免許証のみの保有に変更することができます。